

福井市多文化共生推進プラン (第3次)



令和2年3月
福井市

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、
互いの文化的ちがいを認め合い、
対等な関係を築こうとしながら、
地域社会の構成員として
共に生きていくこと

総務省「多文化共生の推進に関する研修会報告書」より

目 次

第1章	福井市多文化共生推進プラン（第3次）の概要	
1	趣旨	1
2	位置づけ	1
3	期間	2
4	改定の経緯	2
第2章	現状と課題	
1	多文化共生をめぐる社会環境の変化	3
2	福井市の現状	5
3	これまでの取組と課題	9
第3章	福井市多文化共生推進プラン（第3次）の体系	
1	体系	13
2	基本理念	14
3	基本方針及び基本施策	14
4	施策一覧	17
第4章	推進にあたって	
1	各主体の役割及び推進体制	22
2	進行管理	23
資料		
(1)	主な在留資格	24
(2)	プラン策定の経緯	26
(3)	福井市多文化共生推進懇話会委員名簿	27

第1章 福井市多文化共生推進プラン（第3次）の概要

1. 趣旨

福井市では、外国人市民¹の増加に対応し、日本人市民も外国人市民も共に安心して暮らせる地域づくりを目的として、平成22年（2010年）に「福井市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

平成27年（2015年）には同プランの改定を行いましたが、近年、社会情勢が変わる中で、技能実習生の増加とともに外国人市民の国籍構成も変化しています。また、平成30年12月には、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法という。）が改正され、在留資格「特定技能」が創設されるなど、国内の労働力不足を背景にした外国人材の受入れ拡大により、多文化共生社会への取組強化が国をあげての大きな課題になってきています²。

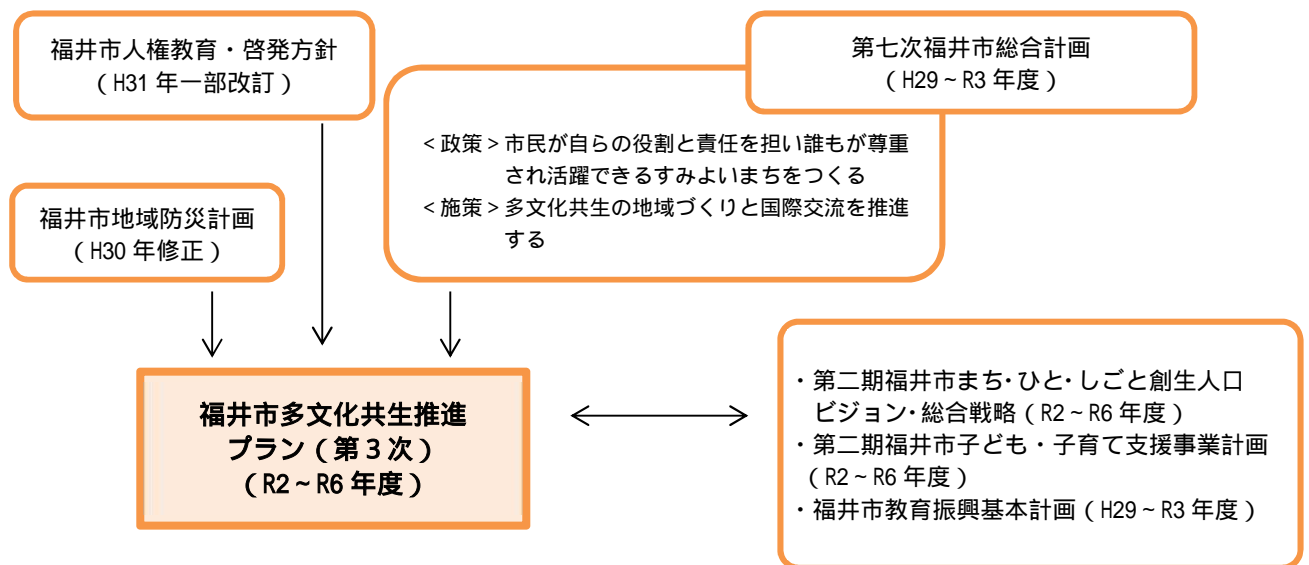
福井市多文化共生推進プラン（改定版）の計画期間が令和元年度をもって終了する中で、これまでの進捗状況を踏まえた上で、社会情勢や新たな課題に的確に対応し、予測される未来を見据えてプランを改定し、より一層の多文化共生施策の推進を図っていきます。

2. 位置づけ

このプランは、本市で作成する各計画と連動し、上位計画である第七次福井市総合計画の施策の一つである「多文化共生の地域づくりと国際交流を推進する」を実行するための分野別計画です。

¹ 「外国人市民」とは、一般的に、本市に生活拠点を有する外国人を表すが、本プランでは、日本国籍を有しない人だけでなく、国際結婚にともない日本国籍を取得した人、外国で生まれた人など、すでに日本国籍を取得している外国出身で言葉や対応などに配慮を要する人も含める（平成22年に策定した福井市多文化共生推進プラン以降同様の取扱い）。ただ、統計に関する記載部分においては、主に法務省で、「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」を用いていることから、「在留外国人」と表記する。

² 総務省は、平成18年（2006年）3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国際交流、国際協力に次ぐ柱として、地域における多文化共生の推進を促してきた。近年の情勢変化を踏まえ、令和2年度には、見直しを行う予定としている。



3. 期間

本プランの期間は、令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度までの5年間とします。なお、福井市総合計画の改定や社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

4. 改定の経緯

今回の改定にあたり、学識経験者、外国人相談員、学校教育関係者、社会教育関係者、外国人市民等から構成される多文化共生推進懇話会の委員からの意見を、本プランに反映しました。

また、庁内の関係所属で組織する「多文化共生推進連絡会議」において、福井市多文化共生推進プラン(改定版)に基づいた多文化共生を推進する中で、施策を整理し、本市の現状と課題をまとめ、第3次プランの策定に向け検討を重ねました。

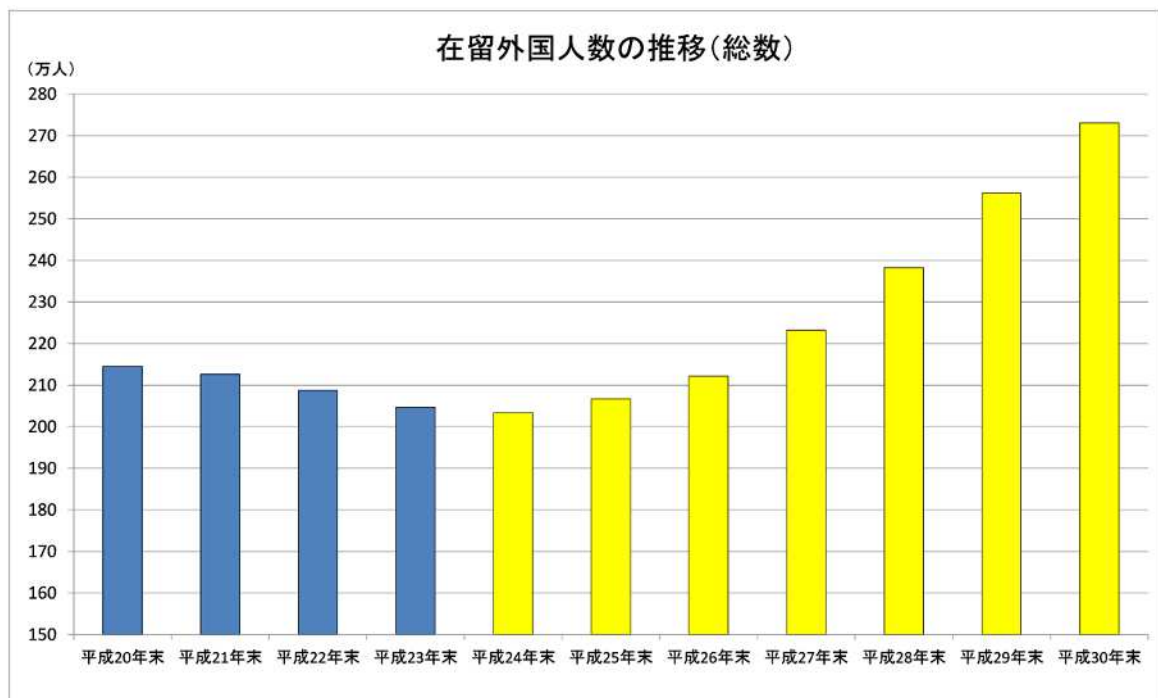
さらに、外国人市民を対象としたアンケート調査のほか、保育や教育等の現場で、外国につながる子ども³やその保護者とかかわりのある保育士や教員等に聞き取り調査を行い、その結果を本プランに反映しました。

³ 外国につながる子ども：このプランにおいては、海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親とも又はどちらかが外国人であるなど、言葉や対応などに配慮を要する子どもを指す。

第2章 現状と課題

1. 多文化共生をめぐる社会環境の変化

全国における平成30年(2018年)末の在留外国人数は、273万1,093人となり、前年に比べ、16万9,245人、約6.6%増加し、過去最高を更新しています。



法務省入国管理局 平成30年末現在における在留外国人数について

(1) 人口減少と労働力不足

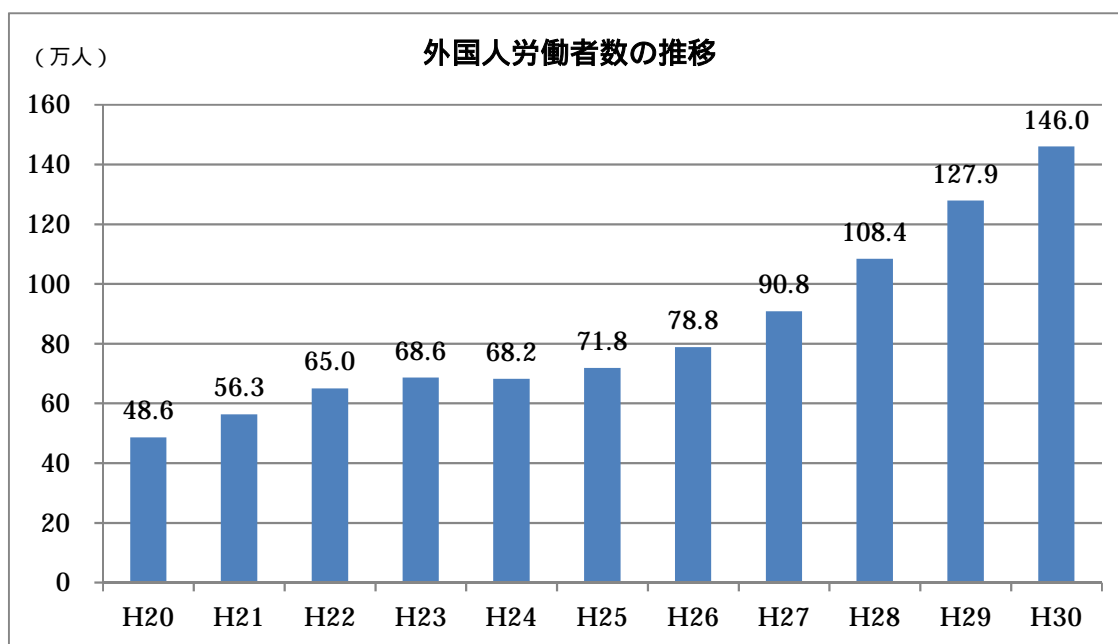
2053年には、日本の人口は1億人を割り込むとの推計⁴があります。少子高齢化や人口減少に歯止めがかかる様子はなく、今後一層の労働力不足が予想されています。2030年時点で現在の経済成長率を維持しているためには、日本全体で644万人の労働力不足が見込まれるとの算出⁵もあります。

このような中、厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況によると、平成30年(2018年)10月末現在の外国人労働者数は、対前年度比、約14.2%の増の146万人余りとなっており、外国人を雇用している事業所数とともに、過去最高⁶となっています。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)

⁵ パーソル総合研究所・中央大学「労働市場の未来推計2030」

⁶ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けている。その外国人雇用状況の届出が義務化された平成19年以降の数値。



厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（平成 30 年 10 月末現在）より作成

（２）新たな在留資格の創設

平成 30 年（2018 年）12 月、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、国は一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れていく仕組みとして、新たな在留資格である「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」を創設しました。これを踏まえ「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策⁷」が取りまとめられたほか、「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太の方針）でも外国人材の受入れや共生についての施策が掲げられる等、政府全体で日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す姿勢を鮮明にしています。

⁷ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策：

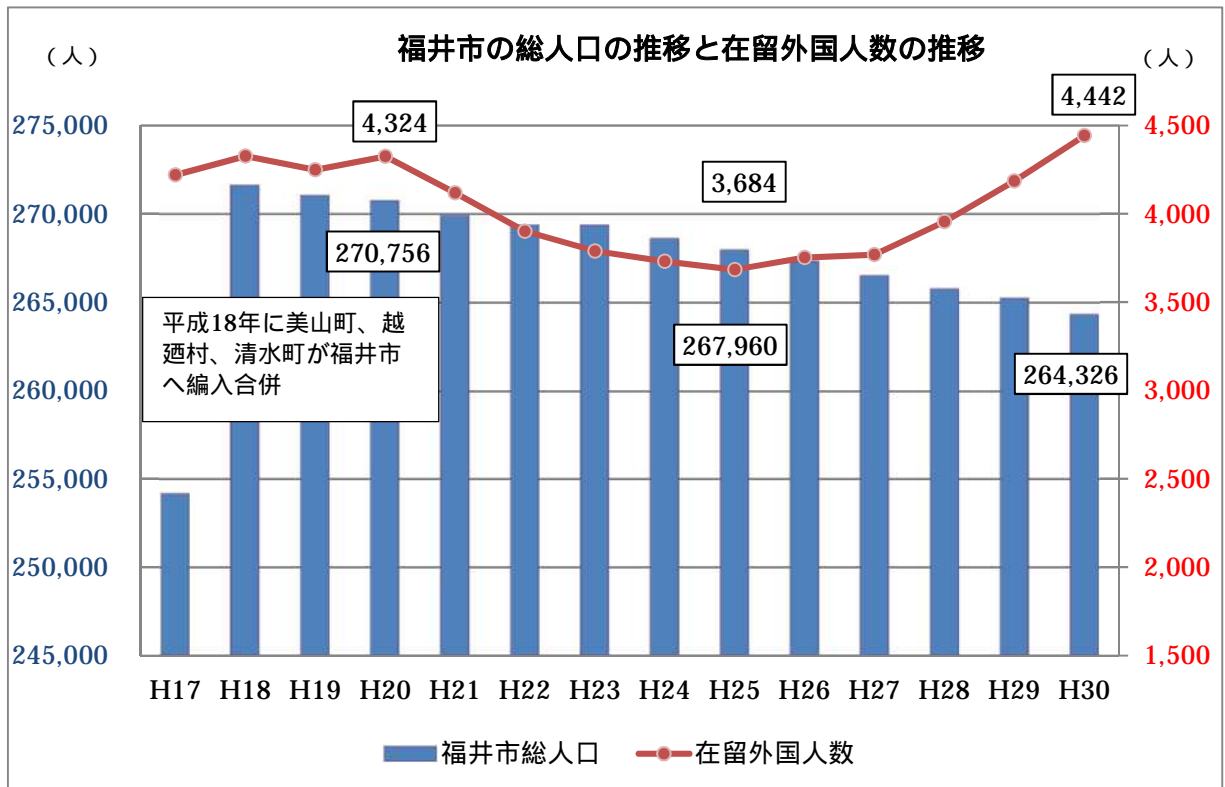
平成 30 年 12 月 25 日 外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

- ・政府全体で共生社会の実現を目指すという総合的対応策。
- ・全国約 100 カ所に一元的な総合窓口を設置することや行政サービスの多言語化を推進することなど、126 の施策を盛り込んでいる。

2. 福井市の現状

< 総人口及び在留外国人数の推移 >

本市における在留外国人数は、平成 30 年(2018 年)12 月末現在、4,442 人で、総人口 264,326 人に占める割合は 1.68%と過去最高となっています。



平成 30 年 12 月末現在 市民課資料

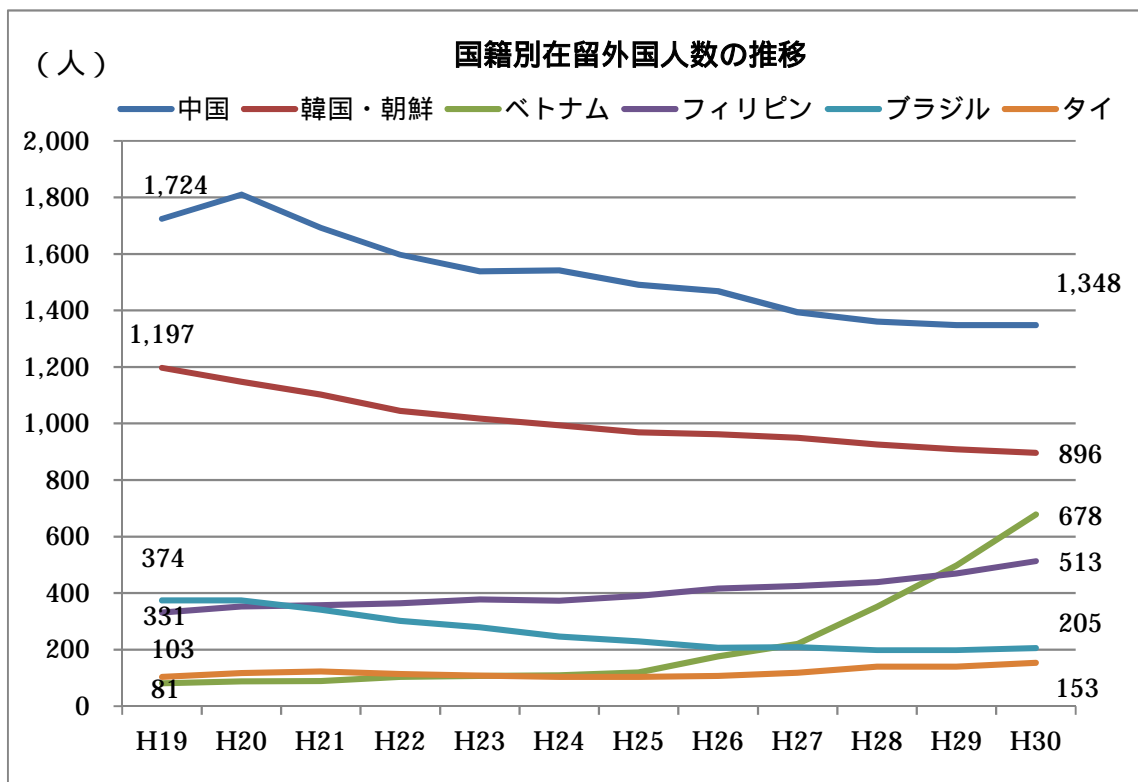
15 歳から 64 歳までの人口である「生産年齢人口」の割合は、日本人市民では少子高齢化により 58.0%まで減少しているのに対し、在留外国人では 85.4%と高くなっています。

	生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) の割合			老年人口 (65 歳以上) の割合		
	(H20 末)	(H25 末)	(H30 末)	(H20 末)	(H25 末)	(H30 末)
日本人市民	62.2%	60.4%	58.0%	23.7%	25.8%	28.7%
在留外国人	85.8%	85.0%	85.4%	7.0%	8.0%	9.1%

平成 30 年 12 月末現在 市民課資料

< 国籍別在留外国人の推移 >

国籍・地域別に見ると、最も多いのは、中国の1,348人で、在留外国人全体に占める割合は30.3%、次いで韓国・朝鮮が896人、20.2%ですが、いずれも減少傾向にあります。一方、ベトナム(678人、15.3%)は近年急増しており、平成29年(2017年)にフィリピンを抜いて3番目に多くなりました。次いで、フィリピン(513人、11.5%)、ブラジル(205人、4.6%)の順となっています。

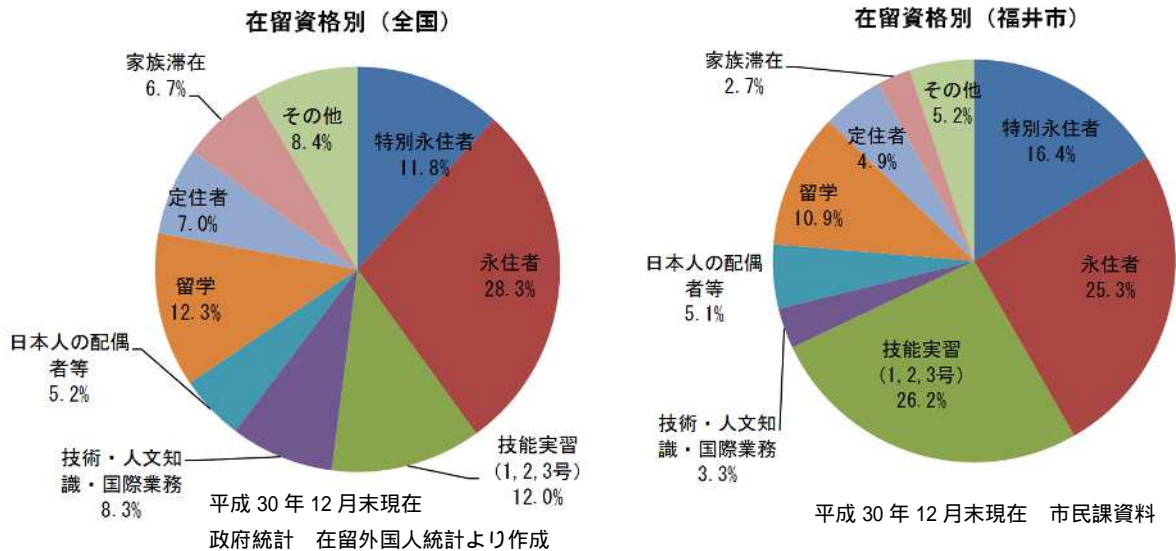


平成30年12月末現在 市民課資料

本市の在留外国人は、平成30年(2018年)で61の国・地域から来ており、平成25年(2013年)の58の国・地域と比べて増加しています。

< 在留資格別在留外国人数 >

在留外国人全体に占める在留資格別の割合では、「技能実習(1,2,3号)」が26.2% (1,164人) 次いで、「永住者」が25.3% (1,126人) 「特別永住者」が16.4% (727人) 「留学」が10.9% (482人) 「日本人の配偶者等」が5.1% (228人) となっています。



また、全国の場合と比べても、福井市では技能実習の割合が非常に高いことがわかります。

技能実習の国籍別人数 (人)

	H25 末	H30 末
中国	720	503
ベトナム	50	481
インドネシア	34	53
フィリピン	6	94
タイ	3	3
ミャンマー	0	25
カンボジア	0	5

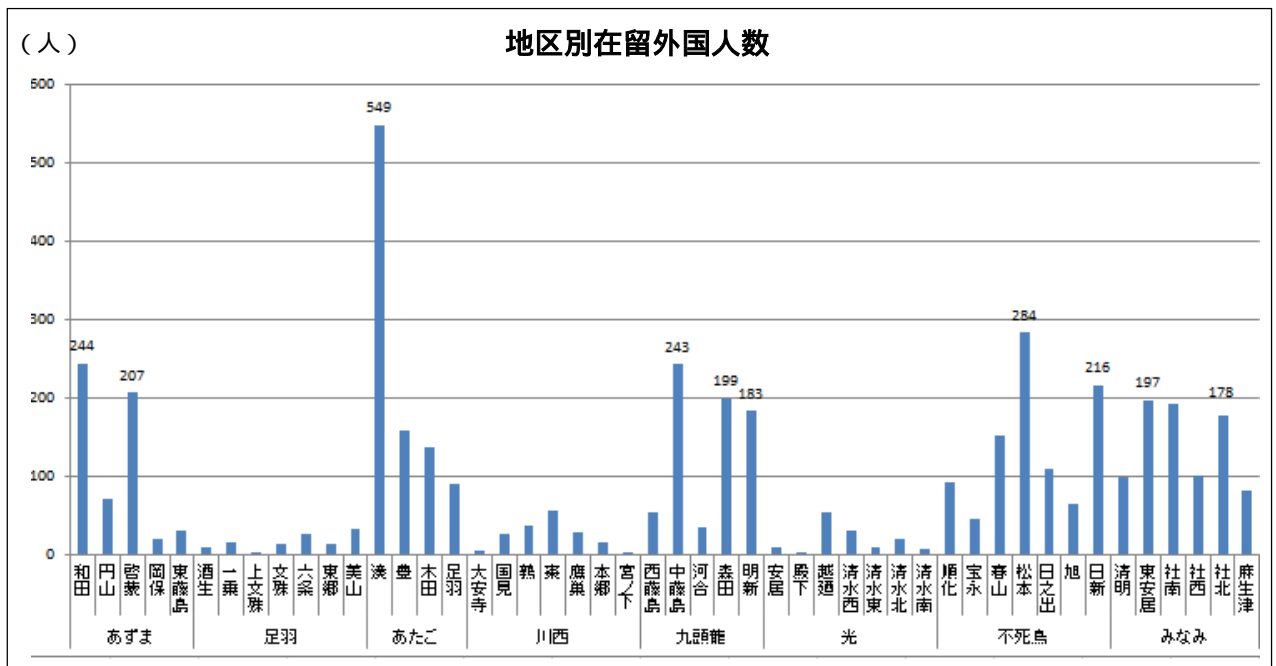
平成30年12月末現在 市民課資料

「技能実習(1,2,3号)」の在留資格を持つ在留外国人数について、国籍別に平成25年(2013年)と比べると、左の表のとおりとなります。

中国は720人から503人と減少していますが、経済成長に伴い日本との賃金格差が小さくなってきたこと等が減少の理由と考えられます。一方で、ベトナムは50人から481人、フィリピンも6人から94人と大幅に増加しています。日本では労働力不足が深刻な中、これらの地域からの技能実習生を受け入れることで、新たな労働力を確保している状況にあります。そのほか近年、インドネシア、ミャンマー、カンボジアも増加しています。

< 地区別在留外国人数 >

在留外国人が最も多い地区は湊地区で 549 人、地区全体に占める在留外国人の割合は、6.2%です。次いで、松本地区（284 人 2.4%）和田地区（244 人 2.1%）、中藤島地区（243 人 2.0%）となっています。次の日新地区は 216 人ですが、地区全体に占める割合は、3.9%となっています。



平成 30 年 12 月末現在 市民課資料

3. これまでの取組と課題

(1) コミュニケーション支援

ア 多言語による情報提供と情報伝達手段の確保

主な取組

- 多言語の「生活ガイドブック」や「ごみの分け方・出し方」等の提供
- 英語、中国語、ポルトガル語の行政通訳員の配置
- 「やさしい日本語⁸」の講座の実施
- 「ふくい外国人相談センター⁹」の活用
- 市内の飲食店等における外国語表記の支援

課題

- 漢字の読み書きや聞き取りなど、外国人市民の日本語の習得への支援
アンケート調査「日本語のみの表示が多くて困る」「漢字が難しい」「日本語が聞き取りにくい」等。
- 様々な制度や生活に必要な情報についての更なる多言語化
- 国・地域の多様化への対応
表示サインや行政通訳員で対応可能な言語には限りがある。

イ 日本語及び日本社会に関する学習機会

主な取組

- ふくい市民国際交流協会による交流型日本語教室、日本語指導ボランティアの育成や研修、企業等での日本語教室の実施
- ごみ分別説明会の開催

課題

- 外国人市民の日本語学習への支援
令和元年（2019年）6月、日本語教育の推進に関する法律¹⁰が制定され、今後の取

⁸ やさしい日本語：簡単な表現を使う、一つの文を短く簡単にする、ふりがなをふるなどの工夫をすることで、普通の日本語よりも簡単で外国人にも分かりやすくした表現方法。

例：「直ちに避難してください」 「すぐ^に 逃げて ください」
あした いちど き
「明日再度お越しください」 「明日 もう一度 来てください」

⁹ ふくい外国人相談センター：福井県が、令和元年（2019年）9月に福井県国際交流会館内に設置した。外国人からの様々な相談にテレビ電話通訳及びトリオフォン（三者通訳）通訳サービスを利用して、13カ国語（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、タガログ語、タイ語、スペイン語、ヒンディー語、ロシア語、フランス語、インドネシア語）での対応が可能となった。

¹⁰ 日本語教育の推進に関する法律：第1条では、「日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、（中略）もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする」と規定している。

組の強化が求められている。

- 日本での生活ルールを知るための学習機会の提供

(2) 生活支援

ア 居住

主な取組

- 市営住宅における入居時の生活情報等の多言語での提供

課題

- 市営住宅以外の住宅探しについて支援する仕組みの構築
- 公共交通機関や自転車の利用についての支援
 - アンケート調査「バスの乗り方がわからない」「自転車が壊れたときに対応ができない」等

イ 教育

主な取組

- 外国につながる子どもへの日本語初期指導
- アメリカの姉妹都市から招聘した福井市国際文化交流大使（FCA）による国際理解、多文化共生に関する講座の実施
- 海外姉妹友好都市へのジュニア大使の派遣

課題

- 保育現場等での入所の手続きや準備等に対する通訳や翻訳
- 就学前の外国につながる子どもに対する日本語指導
 - 聞き取り調査「幼少期から日本にいる場合には、小学校入学前までに日本語が話せることが望ましい」
- 就学中の各種手続きに関する多言語化の充実
- 就学中の外国につながる子どもに対する日本語指導の強化
- 外国人市民にも利用しやすい子育て支援施設の整備
 - 聞き取り調査「小さいうちから国籍にかかわらず集い、相談できる場所があることが望ましい」

ウ 労働

主な取組

- 外国人労働者の受入れ団体や雇用企業に対する各種制度・規則等の情報の提供
- 関係機関と連携した外国人労働者の労働相談体制の整備

課題

- 外国人労働者の日本語能力の向上の支援
企業が外国人を雇用して困った点について、5割の企業がコミュニケーションの難しさをあげている¹¹。「話す」「聞く」の能力はあっても、就業においては「読む」「書く」の能力も求められる。
- 増加する外国人労働者の就労環境の整備

エ 医療・保健・福祉

主な取組

- 母子健康手帳や乳幼児健診等問診表の多言語版の提供
- 各種行政サービスにおける行政通訳員を介した説明

課題

- 医療や福祉サービスを受ける機会の増加への対応
- 中核市移行による新たな行政サービスにおける多言語化
- 宗教上の理由による医療への配慮

オ 防災

主な取組

- 福井市総合防災訓練への外国人市民の参加の呼びかけと参加者へのサポート
- 各避難所への外国人避難者対応多言語資料集の配備
- 災害時に通訳ボランティア派遣等を行うための訓練の実施及び関係団体が実施する訓練への参加
- 災害時に他地域からの応援が必要となる場合に備えた、県内外の自治体や国際交流協会との連携

課題

- 福井市総合防災訓練への外国人市民の参加率の向上
海外には防災訓練自体が存在しないことが多いため、訓練に参加した外国人市民からは、「訓練の内容すべてが新鮮だった」という話も聞かれた。参加を促す際に、日本での生活に欠かせないだけでなく、母国に帰ってから役に立つということも周知するなど、参加の意義について考えてもらう機会を持つことも大切である。
- 災害時に支援が必要な地域の要配慮者である外国人市民への支援不足の解消
- 災害に対する外国人市民の意識の更なる醸成

¹¹ 平成30年10月に福井商工会議所が行った「外国人労働者雇用に関する調査」結果報告による。

- 外国人市民に対する防災情報についての継続的な啓発

(3) 多文化共生の地域づくり

主な取組

- 多文化祭（グローバルフェスタ）の実施
- ふくい市民国際交流協会による日本文化を体験する機会の提供
- 外国人市民が多い地区等における国際理解講座への支援

課題

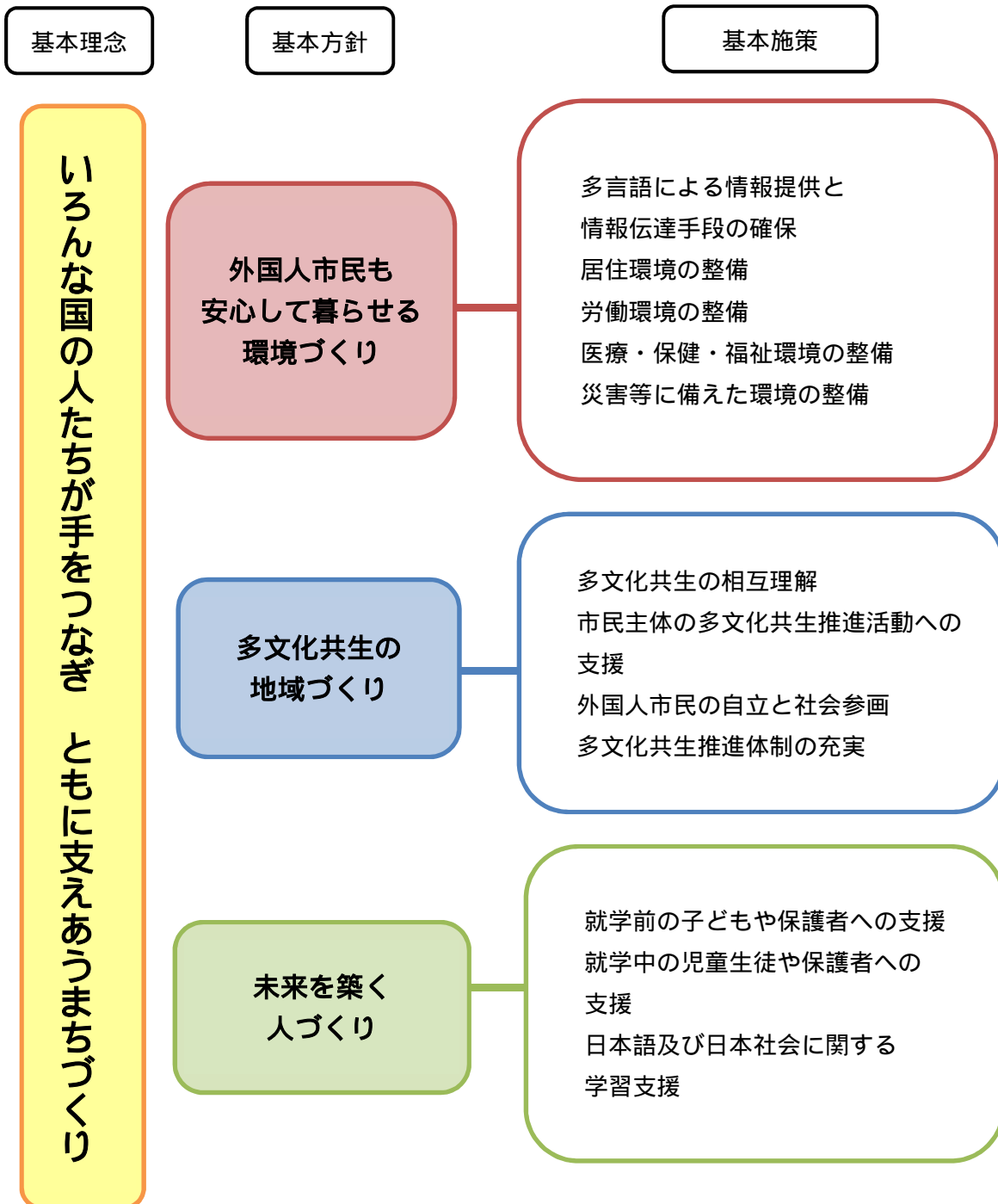
- 外国人市民の地域社会への参画に向けたコミュニティの把握
- 多文化共生について市民の意識向上
 - 「福井市民意識調査」の中の「住みよいまち」において、「多文化共生と国際交流の推進」についての市民の意識は、重要との認識が最も低い。



平成 30 年度福井市民意識調査報告書～あなたの声を未来の福井に～より作成

第3章 福井市多文化共生推進プラン（第3次）の体系

1. 体系



2. 基本理念

第七次福井市総合計画では、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を将来都市像として定めており、「誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える福井市づくりのためには、市民、地域、企業など本市のすべてが輝き、みんなが豊かさを実感できるまちづくりを進めることが必要」としています。

豊かな自然や伝統的な歴史・文化など市民が誇れる資源を活かしながら、日本人市民、外国人市民ともに、多様な文化を持った誰もが、一人の人間として尊重され、社会に参画して実現される、豊かで活力ある社会を目指します。

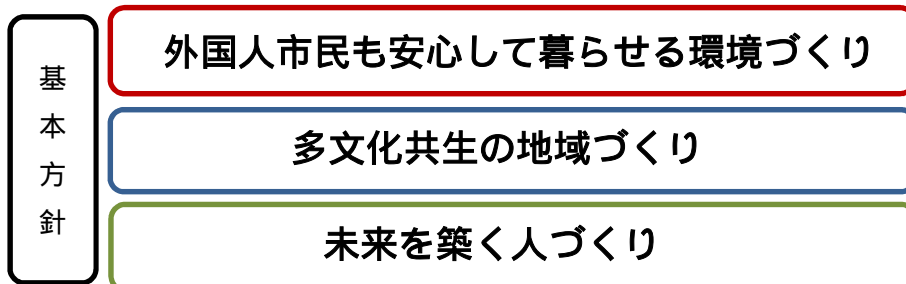
基本理念は、

いろいろな国の人たちが手をつなぎ、ともに支えあうまちづくり

とし、わかりやすい言葉で表現したこの理念をもとに、約10年にわたり取り組んできた多文化共生施策を更に推進していきます。

3. 基本方針及び基本施策

基本方針については、本市の現状と課題を踏まえ、魅力ある多文化共生社会形成のための「環境」「地域」「人」づくりを推進していきます。また基本施策については、具体的施策を包括したわかりやすい体系に整理し取り組んでいきます。



(1) 外国人市民も安心して暮らせる環境づくり

外国人市民が安心して暮らしていくためには、生活上の不安を解消し、自立できる「環境」が必要です。

コミュニケーション等の問題を抱える外国人市民に必要な情報を届けること等により、日本人市民と同様に公共サービスを受けられるような環境づくりを進めます。

< 基本施策 >

多言語による情報提供と情報伝達手段の確保

生活に必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。

居住環境の整備

居住に係る支援等、生活環境を整えるための支援をします。

労働環境の整備

関係機関と連携し、求職や就業環境整備のための支援をします。

医療・保健・福祉環境の整備

医療・保健・福祉サービスへの多言語対応の充実を図ります。

災害等に備えた環境の整備

災害時における外国人支援の仕組の充実を図ります。

(2) 多文化共生の地域づくり

「地域」は社会を構成するものです。日本人市民と外国人市民の相互理解を進める中で、多文化共生意識の醸成を図りながら、お互いが地域社会の担い手としてその個性を尊重して活動していくための環境を整えます。

< 基本施策 >

多文化共生の相互理解

主に日本人市民に対する多文化共生意識を啓発します。

市民主体の多文化共生推進活動への支援

市民主体の多文化共生活動等を支援します。

外国人市民の自立と社会参画

外国人市民の意見を地域の施策に反映させる仕組の導入や、外国人市民の地域社会への参画を促進します。

多文化共生推進体制の充実

庁内の横断的な連携を図りつつ、全庁を挙げて多文化共生を推進します。

(3) 未来を築く人づくり

地域づくりの担い手となる若者が少なくなる中、「人」を大切にすることは、地域を守ることに繋がります。

外国につながる子どもや若者も日本人市民とともに、多様な将来像を描けるよう、全国トップクラスの教育水準を誇る本市にふさわしい子育て、教育等における環境整備を進めていきます。

< 基本施策 >

就学前の子どもや保護者への支援

就学前の子どもや保護者への子育て支援、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。

就学中の児童生徒や保護者への支援

就学中の児童生徒や保護者への多言語による情報提供をはじめ、外国につながる子どもへの日本語指導等の支援、学校における外国語教育や多文化共生教育を推進します。

日本語及び日本社会に関する学習支援

日本語を含め、日本の文化や習慣などについて学習するための支援の充実を図ります。

4. 施策一覧

色つきの部分は新施策または拡大施策

(1) 外国人市民も安心して暮らせる環境づくり

No	施策	具体的施策	担当所属
多言語による情報提供と情報伝達手段の確保			
1	行政通訳員の配置	庁内窓口業務における手続き・制度説明の円滑化のため、行政通訳員を配置する	国際室
2	各種案内・通知等の多言語化	庁内外の情報を収集し、優先度が高い情報について、多言語に翻訳する	各課 国際室
3	庁内窓口業務の充実	通訳者が同席していなくても一定の水準まで対応できる仕組みを作る	各課 国際室
		多言語による、分かりやすい申請・制度説明書等を作成する	各課 国際室
		外国人市民等への対応を想定した、市職員のコミュニケーション研修を実施する	職員課 国際室
		市役所内の課室等の配置や主な業務の担当課を掲載したフロアマップを多言語で作成する	市民サービス推進課 国際室
		多言語翻訳機等の機器を導入する	各課 国際室
4	サインのユニバーサル化推進	市役所や市内に設置された、公共の案内看板等の表記方法について検討する	都市整備課 施設活用推進課
5	やさしい日本語の活用	やさしい日本語を用いた情報提供を強化する	各課 国際室
6	情報伝達手段の確保・充実	外国人情報コーナーを設置するほか、インターネット等を活用した分かりやすい情報提供を行う	国際室 市民サービス推進課
		市ホームページ等を通して、様々な情報を多言語で提供する	国際室 広報課
		ふくい市民国際交流協会やNPO、留学生や技能実習生の受入れ機関等を通して情報を提供する	国際室
		企業訪問を通して随時に情報を提供する	しごと支援課
居住環境の整備			
7	多言語版生活ガイドブックの充実	多言語による、分かりやすい生活ガイドブックを作成する	国際室

8	情報提供による 居住支援	住宅確保要配慮者の住まい探し支援のため、セーフティネット賃貸住宅協力店を拡大する	住宅政策課
		市営住宅の空家情報や入居抽選、入居時の生活情報を多言語で提供する	市営住宅課 国際室
9	外国人市民の自治会 加入促進	多言語併記やふりがな、やさしい日本語による入会申込書等を作成し、自治会への加入を促進する	まち未来創造課 国際室
10	公共交通事業者への 意識啓発	外国人が利用しやすい公共交通を目指し、公共交通事業者に対する情報提供及び支援を行う	地域交通課
11	自転車利用に関して の情報提供	自転車利用について多言語による情報提供を行う	自転車利用推進課
労働環境の整備			
12	外国人雇用関係者への 意識啓発	就労環境の整備・向上を図るため、外国人労働者の受入れ団体、雇用企業に対する各種制度等の情報を提供する	しごと支援課
13	労働相談体制の充実	関係機関と連携し、外国人労働者の労働関係に関する相談体制の充実を図る	しごと支援課
医療・保健・福祉環境の整備			
14	児童福祉における 多言語対応	児童福祉に関する多言語による情報提供を行う	子ども福祉課 子育て支援課
15	保健事業における 多言語対応	子ども及び大人の健康診査や相談、予防接種などについて、多言語による情報提供や支援体制の整備を行う	健康管理センター
		感染症に関する多言語による情報提供を行う	保健予防室
		精神保健相談に関する多言語による情報提供を行う	保健支援室
16	国民健康保険・国民 年金制度に関する情 報提供	国民健康保険・国民年金制度の普及・啓発、保険税等の納付促進に関する多言語による情報提供を行う	保険年金課
17	高齢者・障がい者への 多言語対応	後期高齢者医療制度、高齢者福祉制度、障がい者福祉制度に関する多言語による情報提供を行う	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 保険年金課
災害等に備えた環境の整備			
18	防災意識の啓発と 災害時支援体制の 整備	市内に設置された避難所案内看板に外国語併記をする	危機管理課 市民課 まち未来創造課

		多言語防災パンフレットを提供するとともに、外国人市民を含めた防災訓練への参加を促進する	危機管理課 救急救助課 国際室
		災害時の外国人への支援対応のマニュアル化と、防災アプリなどを活用した災害情報の提供を行う	危機管理課 国際室

(2) 多文化共生の地域づくり

No	施策	具体的施策	担当所属
多文化共生の相互理解			
19	市民への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を啓発するため、市民を対象とした多文化祭等を開催する	国際室
		日本語指導者や通訳ボランティアを対象にした多文化共生研修を実施し、多文化共生の地域づくりの推進役を育成する	国際室
		公民館において、多文化共生社会づくりのための教育事業を実施する	生涯学習課
市民主体の多文化共生推進活動への支援			
20	市民主体の多文化共生活動の支援	地域住民間のコミュニケーションの円滑化を図るため、地域行事等に通訳ボランティアや留学生を派遣する体制を整備する	国際室
		ふくい市民国際交流協会やNPOの主体的な活動を支援する	国際室
21	通訳ボランティアの育成と充実	通訳ボランティアの育成と充実のため、語学・スキルアップ研修を開催し、またこれらに関する活動団体等を支援する	国際室
外国人市民の自立と社会参画			
22	外国人市民の自助組織の育成	地域特性に応じた外国人市民同士によるコミュニティ構築への支援を行う	まち未来創造課 国際室
23	外国人市民の地域文化学習活動への支援	日本の文化や習慣、生活ルールなどの学習と、地域活動の参加を支援する	国際室
24	地域で活躍する外国人市民の紹介	外国人の社会参画を促すため、地域で活躍する外国人市民をSNS等で紹介する	国際室

多文化共生推進体制の充実			
25	多文化共生推進連絡会の実施	庁内の外国人市民に関する施策の連携と総合調整のため、多文化共生推進員による多文化共生推進連絡会を実施する	国際室
26	多文化共生に関する国や県の情報の提供	国や県等の多文化共生に関する情報を的確に把握し、庁内での共有を図るとともに、その情報の活用を促進する	国際室
27	市職員等への多文化共生についての意識啓発	市職員等を対象とし、外国人の人権、多文化共生意識啓発、やさしい日本語等の研修会を実施する	国際室
		教職員を対象とした多文化共生意識啓発研修を実施する	学校教育課
28	多文化共生のまちづくりに関する推進組織の設置	有識者や外国人市民等から構成される多文化共生推進懇話会を設置する	国際室
29	国県及び周辺市町との連携	国県及び周辺市町と情報交換し、相互に役割分担しながら、連携して各種事業を実施する	国際室

(3) 未来を築く人づくり

No	施策	具体的施策	担当課
就学前の子どもや保護者への支援			
30	保育園・認定こども園・幼稚園等に関する情報の提供	入園の手続きなど、保育園や認定こども園、幼稚園等に関する情報について多言語による情報提供を行う	子育て支援課 学校教育課
31	就学前の子どもに関する保育・子育て支援	保育園や認定こども園、幼稚園等への通訳等の派遣体制の整備を行う	国際室 子育て支援課 学校教育課
		子育て相談など、多言語による対応や支援体制の整備を行う	国際室 子ども福祉課 子育て支援課
		就学前の外国につながる子どもへ日本語指導等を拡大する	国際室
32	国際理解教育の推進	国際文化交流大使を活用した国際理解教育を推進し、国際感覚を持った児童を育成する	国際室
就学中の児童生徒や保護者への支援			
33	公立小中学校に関する情報の提供	入学手続きなど公立小中学校の就学に関して多言語による情報提供を行う	学校教育課 保健給食課

		就学中の各種手続きに関する多言語による情報提供を行う	学校教育課 保健給食課
		通訳ボランティアにより、外国につながる子ども及び保護者とのコミュニケーションを円滑にする	学校教育課
34	児童生徒の健康診断に関する多言語対応	各学校等で配布している、児童生徒の健康診断にかかる問診表や結果通知等の多言語による情報提供を行う	保健給食課
35	学校における日本語学習の支援	外国につながる子どもに対して、日本語指導ボランティアによる日本語初期指導を実施する	学校教育課
36	外国につながる子どもへの日本語指導を行うボランティアの育成と充実	日本語指導ボランティアの育成と充実、スキルアップ研修を開催する	国際室
37	不就学・不登校児童生徒等へのサポート	就学、登校状況等調査を実施する	学校教育課
		チャレンジ教室、ライフパートナー制度を活用した支援を行う	学校教育課
38	外国語教育の推進	外国語指導助手を活用した外国語教育を推進し、国際感覚を持った児童を育成する	学校教育課
39	多文化共生教育の推進	学校における文化交流事業を実施する	国際室 学校教育課
日本語及び日本社会に関する学習支援			
40	日本語を学習する機会の提供	外国人市民の自立に向けた日本語教室を実施する	国際室
41	企業に雇用されている外国人の日本語習得支援	技能実習生等を受入れている企業・団体における日本語指導について支援を行う	国際室
42	日本語指導ボランティアの育成と充実	日本語指導ボランティアの育成と充実を図る研修を実施し、またこれらに関する活動団体等への支援を行う	国際室
43	地域生活のルールに関する理解促進	ごみ分別等、地域生活のルールに関する情報を提供する	環境政策課 収集資源センター 国際室
44	防犯、交通安全の意識啓発	警察等と連携し、防犯や交通安全に関する研修会の実施、及び冊子等の多言語による情報提供を行う	地域交通課 国際室
45	公共交通の利用のための情報提供の充実	交通事業者との協働による交通機関の利用方法の周知及び利用支援を図る	地域交通課 国際室

第4章 推進にあたって

1. 各主体の役割及び推進体制

多文化共生の推進にあたっては、市民、地域、行政が、それぞれの立場において担い手となり、互いに連携し、協働して取り組むことが必要です。

(1) 市民の役割

市民は、地域づくりの主役であり、互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深め、ともに暮らすという意識を高めることが求められます。

併せて、外国人市民は、地域の文化や習慣に関する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があります。

(2) 地域の役割

ア 自治会、公民館

自治会は、最も生活に密着した共同体であり、地域における多文化共生の推進に重要な役割を担っています。

海外には、自治会という組織が存在しない場合があります。自治会の役割などについて、分かりやすく情報を提供し、理解を得ることが必要です。

また、市民にとって最も身近な社会教育施設である公民館、及びそこに配置される公民館長、公民館主事には、地域のコーディネーターとしての役割が求められています。地域課題が発生した場合には、地区の実情に即し解決を目指し、持続可能な関わりをもつ取組が必要です。

さらに、外国人市民も、地域社会の構成員の一員として積極的に活動することが求められます。

イ NPO、市民活動団体

多文化共生の推進には、国際交流やボランティア活動への高い関心と参加意識を持った人々で構成され、人材やノウハウを持っているNPOなどの市民活動団体との連携・協働が欠かせません。

ふくい市民国際交流協会には、市民と行政の橋渡し役となり、市民が主体となった多文化共生の中心的な担い手になることが求められます。

ウ 企業

外国人市民は、労働者として、本市の経済活動を支える重要な役割も担っています。外国人市民を雇用する企業や受入れ団体等には、労働法令を遵守し、人権を十分に尊重することで、企業としての社会的責任を果たすだけでなく、地域社会との橋渡し役としての役割も求められます。

エ 教育機関

国籍を問わず、すべての子どもたちは、将来を担う重要な存在です。そのため、外国につながる子どもが、日本語の学習に取り組み、日本語で生活を営めるようになるための指導・支援を行うことや、進路指導・就職支援に関する情報を、本人や保護者に提供することが必要です。

同時に、子どもたちの多様な文化への興味や理解を育み、人権尊重の意識を高め、お互いを認め合う「人権教育」を進める必要があります。

大学等では、留学生が地域の日本人市民と交流を深めるのを支援することが必要です。また、留学生が自らの日本語能力や日本社会への理解力を活かし、多文化共生社会実現のための推進役として、活躍できるための体制づくりが求められます。

(3) 行政の役割

市役所は、外国人市民にとって最も身近な行政窓口です。

本市は、基本的な行政サービスの主体として、地域の実情をふまえ、外国人市民を含むすべての市民に、公平に対応するために施策を実施し、多文化共生の地域づくり啓発を行いながら、外国人市民を支援します。

また、庁内での多文化共生の推進にあたっては、「多文化共生調整員」「多文化共生推進員」により、横断的な連絡調整をします。そして関係所属で構成する「多文化共生推進連絡会」を通して、国や県から提供される情報やツールについて活用を促進します。

2. 進行管理

本プランの推進のため、有識者や外国人市民等から構成される「多文化共生推進懇話会」の委員からの意見を反映し、進捗状況の評価や社会情勢の変化等による見直しを行います。

資 料

(1) 主な在留資格

「特別永住者」

平成3年(1991年)に施行された「日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格。

日本の降伏文書調印日(昭和20年(1945年)9月2日)以前から、引き続き日本に居住している平和条約国籍離脱者(在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人)とその子孫を対象としている。

「永住者」

法務大臣が許可した者に与えられる在留資格。原則として10年以上継続して在留し、納税義務等公的義務を履行する等、素行善良要件、独立生計要件、国益要件を満たした者に許可される。在留期間に制限はなく、資格更新手続も不要である。在留中の活動に制限はない。

「日本人の配偶者等」

日本人の配偶者もしくは特別養子、または日本人の子として出生した者に認められる在留資格。在留中の活動に制限はないが、在留期間の更新は必要である。

「定住者」

法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認めた場合の在留資格。難民、日系三世等に認められる。在留中の活動に制限はないが、在留期間の更新は必要である。

「技能実習」

1号 入国後1年目の技能等を修得する活動。

第1号技能実習の職種の受入れの要件

修得しようとする技術等が単純作業ではないこと。

18歳以上で、帰国後に日本で修得した技能等に生かせる業務に就く予定があること。

母国で修得することが困難である技能等を修得するものであること。

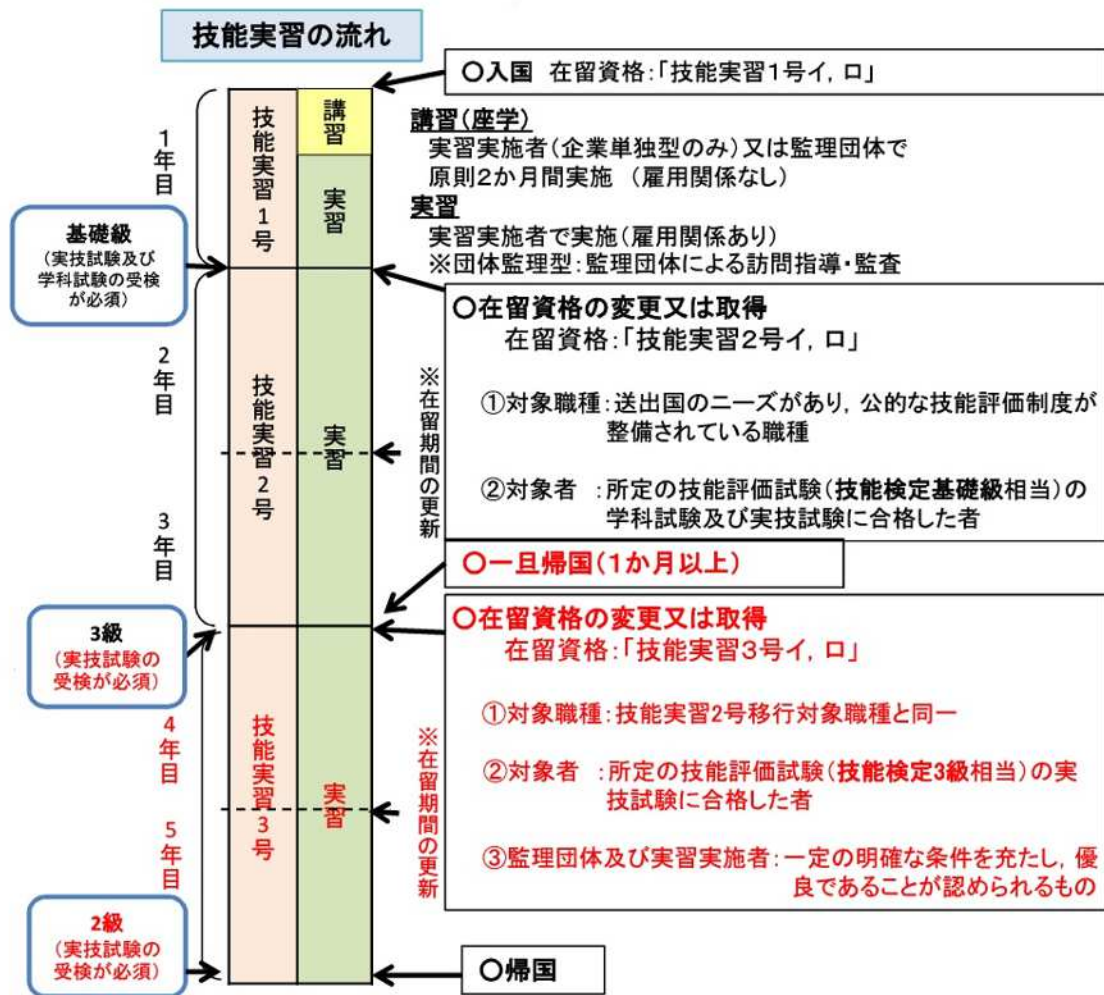
本国の国又は地方公共団体等からの推薦を受けていること。

日本で受ける技能実習と同種の業務に従事した経験を有すること。

技能実習生(その家族を含む)が、送出し機関・監理団体・実習実施期間等から、保証金などを徴収されていないこと。また、労働契約の不履

行に係る違約金を定める契約などが締結されていないこと。

- 2号 2、3年目の技能等に習熟するための活動。技能実習1号の活動に従事し、技能等を修得した者がその技能をさらに習熟する業務でなくてはならない。
- 3号 4、5年目の技能等に熟達する活動。技能実習2号の活動に従事し、技能等を習熟した者がその技能をさらに熟達する業務でなくてはならない。受入れることができる監理団体や実習実施者は、主務省令で定められた基準に適合していると認められた者に限られる。



法務省入国管理局、厚生労働省人材開発統括官「新たな外国人技能実習制度について」

技能実習は、受入れ形態により、下記のイ、ロに分けられます。

- イ 海外にある合併企業等、事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動
- ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び管理の下で行う活動

「特定技能」^{1 2}

平成 31 年 4 月に創設された在留資格。

- 1 号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動。在留の上限は最長 5 年までとされている。
- 2 号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動。在留期間の上限はなく、要件を満たせば家族帯同も可能となっている。

「留学」

本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動。原則は就労が許可されていないが、出入国在留管理庁から「資格外活動の許可」を得れば、週 28 時間以内などの範囲内でアルバイトをすることが可能となっている。

（ 2 ）プラン策定の経過

- ・外国人市民へのアンケート調査
令和元年 6 月 8 日～10 月 20 日
- ・保育や教育現場等における聞き取り調査
令和元年 7 月 30 日～8 月 20 日

- ・福井市多文化共生推進連絡会議の開催
令和元年 8 月 27 日
令和元年 10 月 21 日
令和 2 年 1 月 22 日

- ・福井市多文化共生推進懇話会委員への意見聴取
令和元年 8 月 30 日～10 月 4 日
令和元年 12 月 20 日～令和 2 年 1 月 17 日

^{1 2} 特定技能 1 号の外国人は、受入れ機関（雇用する会社等）及び登録支援機関（受入れ機関から委託されて特定技能外国人の支援計画の作成・実施を行う機関）が行う日常生活上、職業生活上、社会生活上の支援の対象となるのに対して、特定技能 2 号の外国人は支援の対象とならない。

(3) 福井市多文化共生推進懇話会委員名簿

役職名	氏名	所属団体・職名
座長	舟木 紳介	公立大学法人 福井県立大学看護福祉学部 准教授
副座長	本道 和也	福井県外国人技能実習生受入れ団体連絡協議会 理事
委員	高嶋 起代子	公益財団法人 福井県国際交流協会 相談員
"	桶谷 道代	公益社団法人 ふくい市民国際交流協会 理事
"	千秋 英幸	湊公民館長
"	高木 裕代	福井市教育委員会 学校教育課 指導主事
"	コマラ デビ	インドネシア料理店主
"	間宮 由美子	福井市行政通訳員
"	高比良 博則	福井市おもてなし観光推進課国際室 室長